



# 生物多様性国家戦略2023-2030と 事業者の方への期待

～ネイチャーポジティブの実現に向けて～

令和5年10月



環境省自然環境局自然環境計画課  
生物多様性戦略推進室



- **世界と日本の生物多様性の現状**
- 生物多様性国家戦略2023-2030  
とネイチャーポジティブ



すべての生物の間の変異性をいうものとし、  
種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

【生物多様性条約（1992年採択、1993年発効）第2条】

## 種内の多様性



(例) サクラソウ  
遺伝的に複数の  
地域集団が存在

(例) アサリの貝殻  
貝殻の色や模様  
は千差万別

## 種間の多様性



## 生態系の多様性



# 生物多様性とは：違いがあると何がよい？

同じ種の中で、また種の間でも違いがあることで…

## ● 様々な恵みが得られる

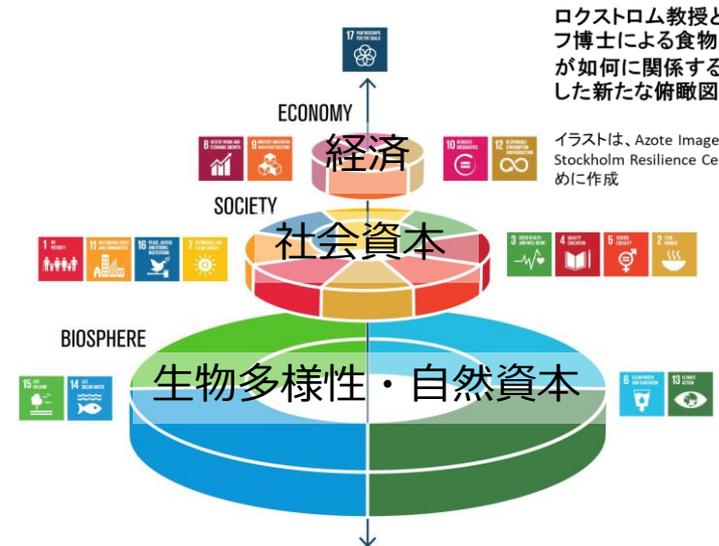
- ・ 食材、薬
- ・ 木材、衣類（綿・絹・麻）
- ・ 景観（松林、ブナ林、田んぼ、里山）
- ・ 文化の根源。癒しや閃き。
- ・ 洪水を防ぐ機能（森林、湿地）
- ・ 高潮を防ぐ機能（海岸防災林やサンゴ礁）



## ● 生産性・適応力・強靱性が増す

- ・ 光合成、貯留、捕食、分解と様々な機能
- ・ 厳しい環境で育つ種、よく増える種等様々な特性
- ・ 病気に強い個体、寒さに強い個体等種内の様々な強み
- ・ 生態系全体の生産性が高くなる
- ・ 複雑に絡み合い、補完し合い、変化に強くなる
- ・ これにより生き延び、進化につながってきた

## ➔ 生物多様性・自然資本は社会経済の基盤



ロクストロム教授とスケプ博士による食物とSDGsが如何に関係するかを示した新たな俯瞰図

イラストは、Azote Images が Stockholm Resilience Centre のために作成

ストックホルム・レジリエンスセンターHPより引用  
<http://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

## ➔ 生物多様性とは生存基盤として不確実性の高い“変化の時代にこそ”必要なもの

# 地球の生物多様性の状況（全体）

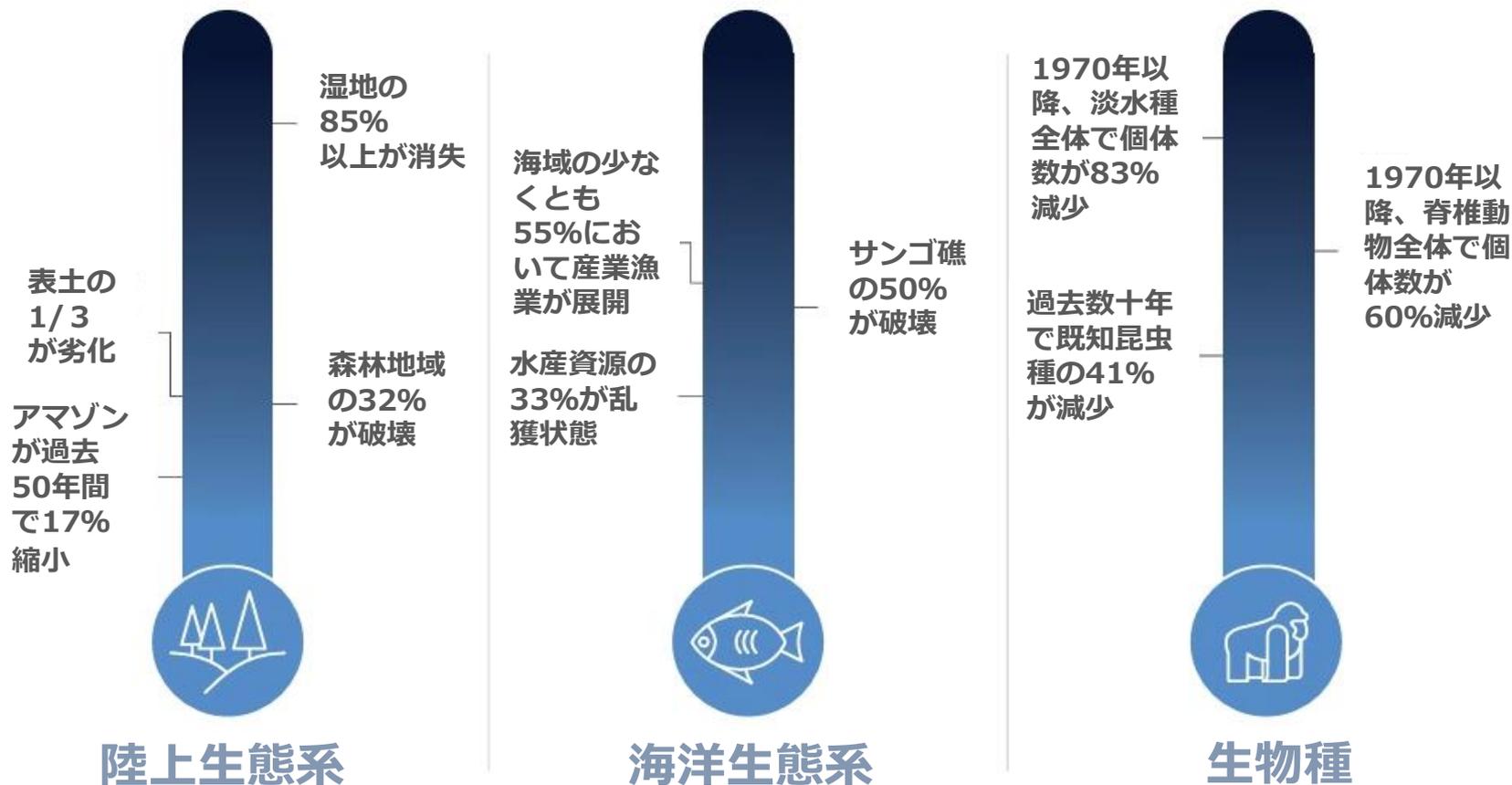
## ■ 自然と自然がもたらすもの※は世界的に劣化、自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速

※自然がもたらすもの（Nature's contributions to people）は、IPBESにおいて生態系サービスとほぼ同義の用語として使用。自然がもたらす負の影響も含まれている。

## ■ 生物多様性損失要因のうち、影響の大きい5つを特定 ※海域は①②の順序が逆転

- ①陸域・海域の利用の変化※ ②生物の直接採取※ ③気候変動 ④汚染 ⑤外来種の侵入

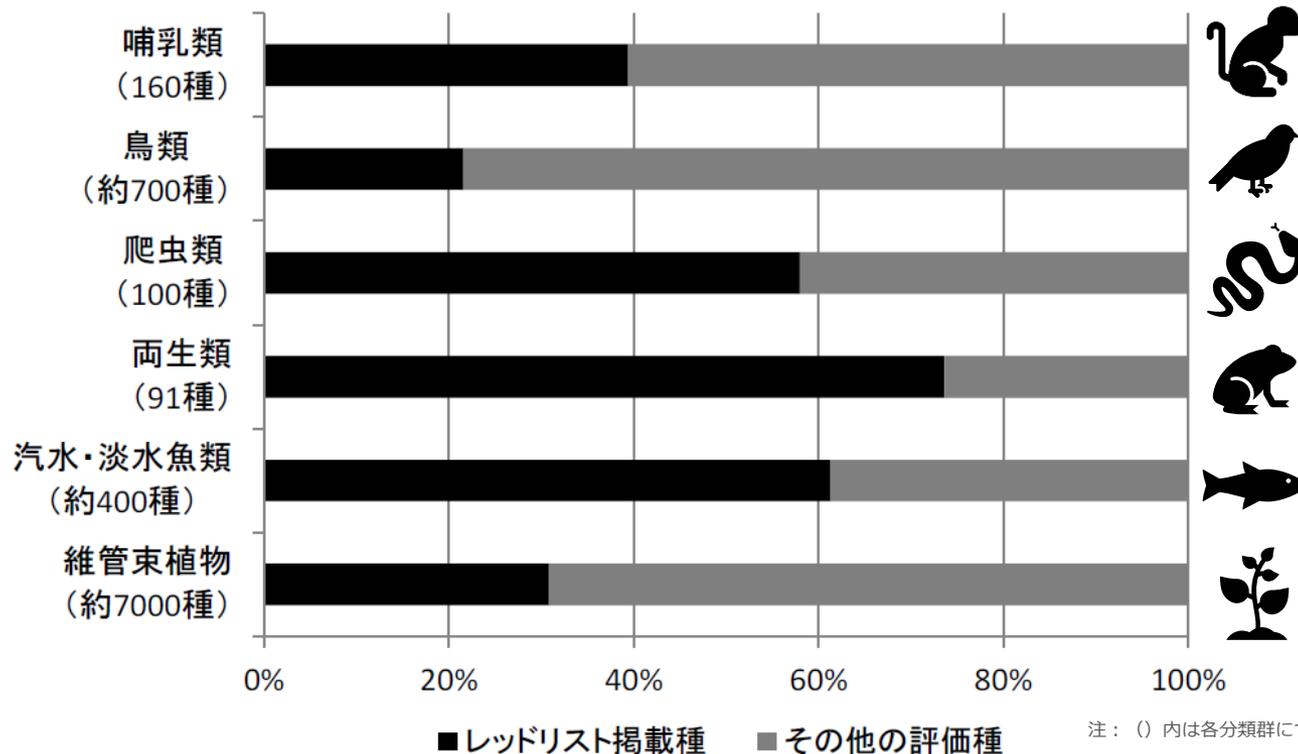
出典：IPBES地球規模評価報告書（2019）



# 日本における生物多様性の現状（絶滅危惧種）

■環境省レッドリストの評価対象種について、  
 哺乳類の**39%**、鳥類の**22%**、爬虫類の**57%**、両生類の**88%**、汽水・淡水魚類の**61%**、維管束植物の**31%**  
 が絶滅したか、絶滅のおそれがあるとされている

環境省レッドリスト評価対象種における分類群ごとの掲載種及びその他の評価種の割合



※環境省, 2020 : 報道発表資料「環境省レッドリスト2020 の公表について」・レッドリスト2020 掲載種数表より作成。

# 日本における生物多様性の現状（生態系サービス・ディスサービス）

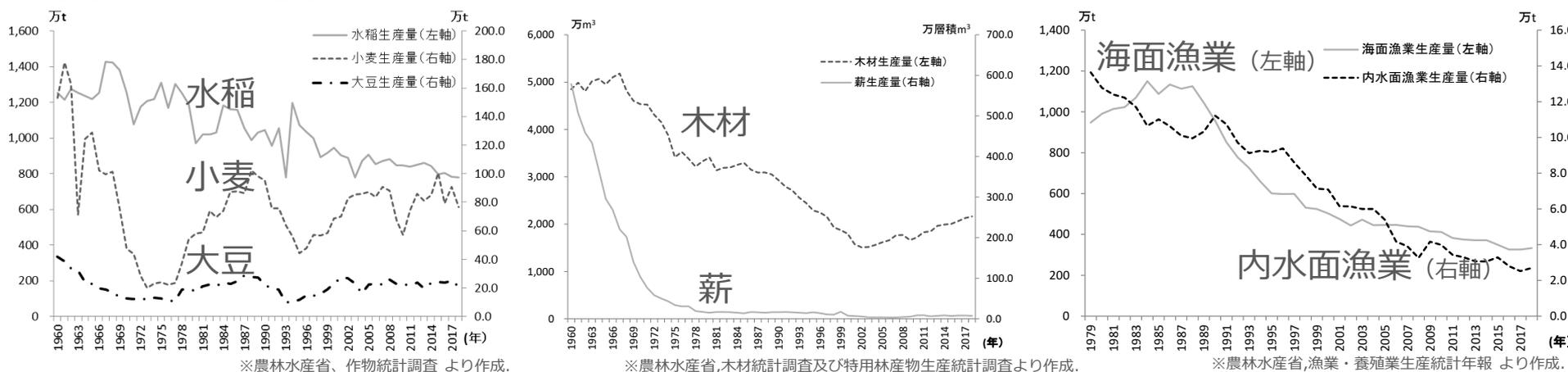
## ■農産物や木材などの供給サービスは過去50年間で減少

（特に水産物は過去20年間で**顕著な減少傾向**（海面漁業の漁獲量はピーク時の50%程度、内水面漁業は20%程度））

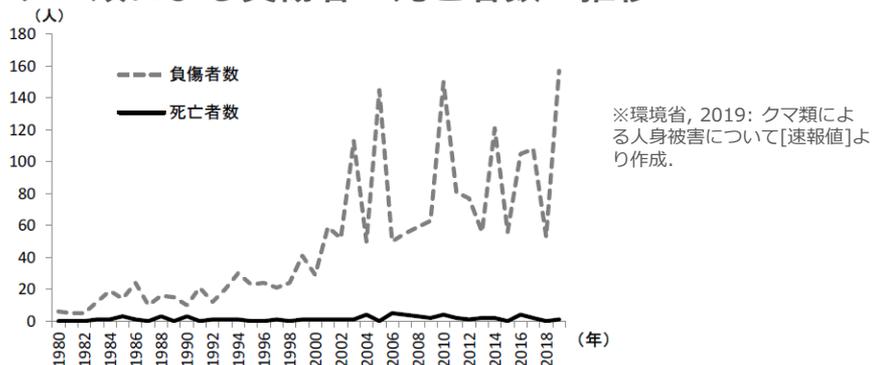
## ■クマ類による人的被害は**増加**傾向にある

## ■ハチ類との接触による人的被害は減少傾向にあったが、近年は**横ばい**

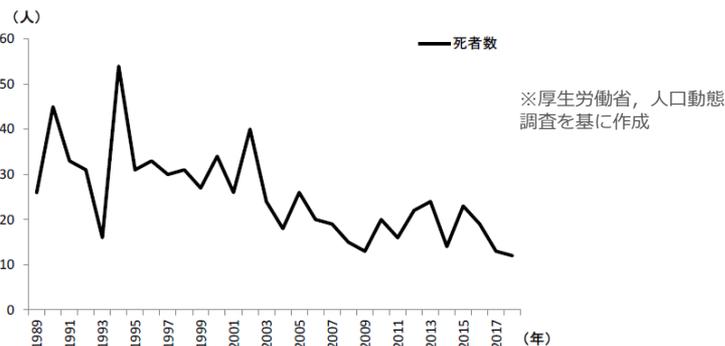
### 供給サービスの推移



### クマ類による負傷者・死者数の推移



### ハチ類との接触が死亡原因となった死者数の推移



# 日本における生物多様性の現状

■ 生物多様性は過去50年間**損失**し続けている

■ 生態系サービスは過去50年間**劣化**傾向

■ 日本の**生物多様性の「4つの危機」**のうち、第1～3の危機の影響は依然として大きく、地球温暖化などに伴う第4の危機の影響が顕在化

■ 第1の危機：開発など人間活動による危機



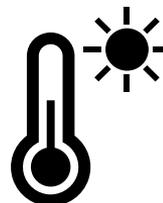
■ 第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機



■ 第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機



■ 第4の危機：地球環境の変化による危機



■ これまでの取組により、生物多様性の損失速度は過去50年間で緩和されてきたものの、損失を**回復するには至っていない**

- ・ **生物多様性損失の5大要因の3番目に大きな要因が「気候変動」**  
出典：IPBES地球規模評価報告書（2019）
- ・ **人為起源の気候変動が自然と人間に広範囲にわたる悪影響を及ぼしており、一部の生態系は適応の限界に達している**  
出典：IPCC 第6次評価報告書第2作業部会報告書（2022）

気候変動

生物多様性

- ・ 森林や湿地をはじめとする**自然由来の緩和ポテンシャル**は、パリ協定の2℃目標の達成のために**2030年までに必要な二酸化炭素緩和策の約3分の1**を有し、**費用対効果が高い**ことが指摘されており、自然は気候変動対策に貢献できるポテンシャルがある。  
出典：Griscom 他「Natural climate solutions」（2017）



**気候、生物多様性と人間社会を一体のシステムとして扱うことが、効果的な政策の鍵**

出典：IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書（2021）

# 生物多様性と経済

## ■ 気候変動に次ぐ深刻な危機という認識

### 深刻度から見たグローバルリスク トップ10 (今後10年)



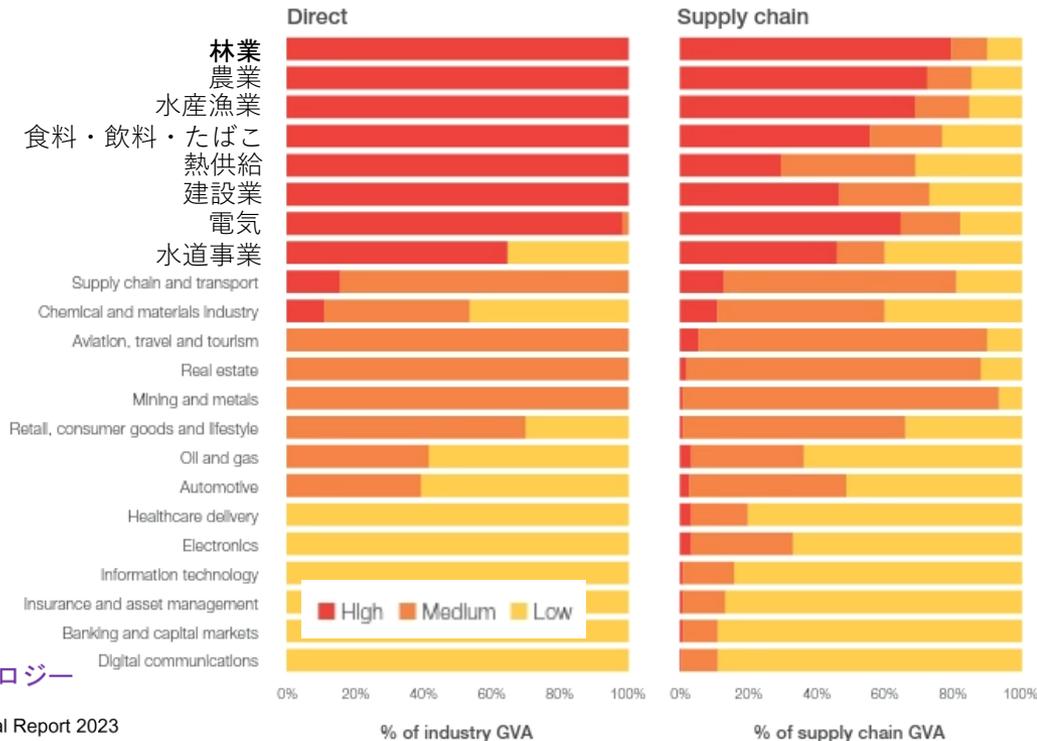
出典：World Economic Forum Global Report 2023

※世界経済フォーラム（年次総会は「ダボス会議」として知られている）におけるアンケート結果。

## ■ 自然破壊により44兆米ドル (世界GDPの半分) が影響との予測

出典：WEF the New Nature Economy Report (2020)

### 産業ごとの粗付加価値額の自然への依存度



出典：World Economic Forum: Nature Risk Rising (2020)

我々の経済は自然の外部にあるのではなく、**自然の内部に組み込まれている**  
という基本的な真実を理解し、受け入れることが解決に向けた第一歩

出典：ダスグプタレビュー (2021)

## ■ 食料生産が最大で80%の生物多様性の損失の要因と指摘

出典：国連食料システムサミット（2021年）

## ■ 農林業は温室効果ガスの主要排出源の1つであり気候変動の生物多様性影響を増幅させる

- ✓ 農林業・その他土地利用からの温室効果ガス排出量は、世界全体の人為起源の排出量全体の23%を占める

出典：IPCC 土地関係特別報告書（2019）

## ■ 生物多様性の損失により食料生産にも影響が出る可能性

- ✓ 世界の主要作物種の4分の3以上が花粉媒介者に依存している中、北西ヨーロッパ及び北米におけるデータによると野生花粉媒介者の種数及び特定種の個体数が減少傾向

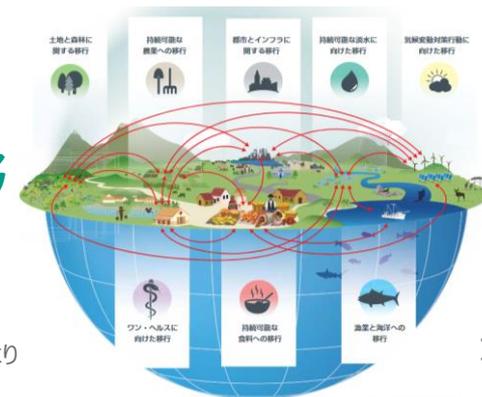
出典：IPBES「花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価報告書」（2016）

- ✓ 持続不可能な漁業がこのまま続くと、2048年までに水産資源が枯渇する可能性がある

出典：IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地域評価報告書：アジア・オセアニア地域」（2018）

自然共生に向けて移行が必要な8分野  
の中、4分野以上が農林水産関係

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GB05)（2020）より



## 地球の持続可能性の実現に向けては、 横断的な「**社会変革 (transformative change)**」が必要

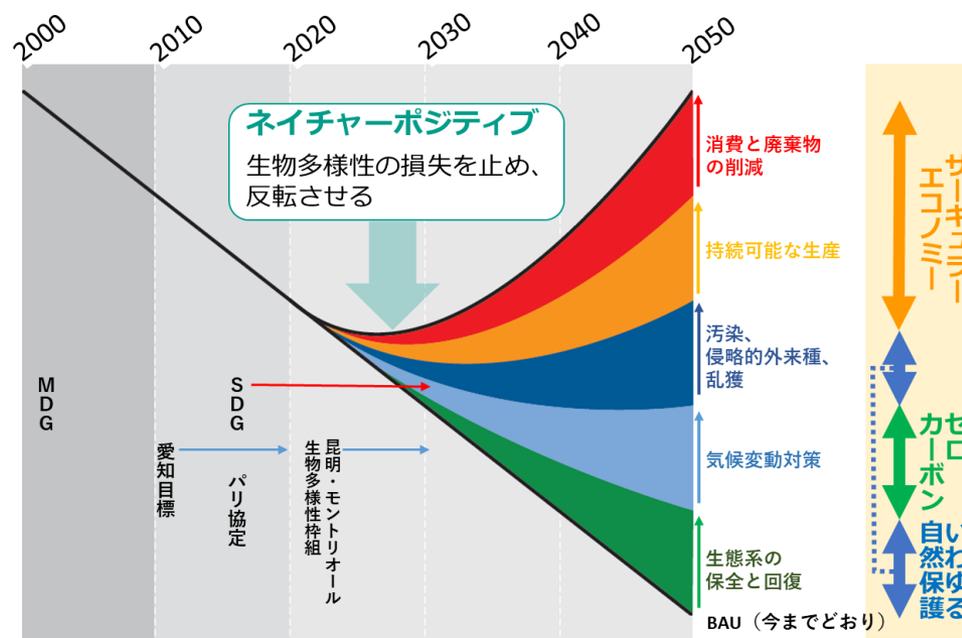
出典：IPBES 地球規模評価報告書（2019）

- 「今までどおり」のシナリオでは、  
生物多様性は損失し続ける



- 2030年以降には**生物多様性の純増加**  
につながる可能性がある

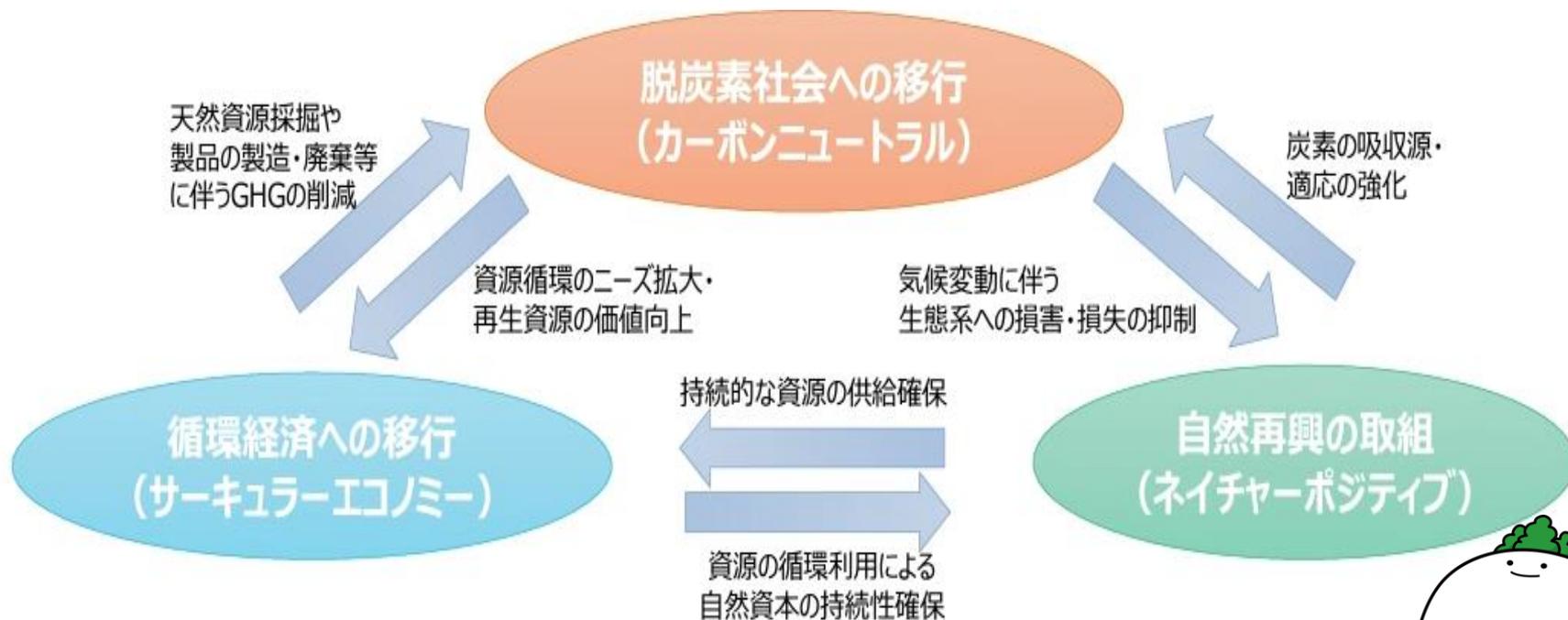
## = **ネイチャーポジティブ**



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳  
出典「地球規模生物多様性概況第5版 (GB05)」を基に作成

# 気候変動、資源循環との統合的な取組の必要性

- ネイチャーポジティブの取組には、気候変動対策や循環経済への移行とのシナジーもトレードオフもあることから、**3要素を統合的に考えることが肝要。**



「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター

**だいだらポジー**  
DAIDARAPOSIE



- 世界と日本の生物多様性の現状
- **生物多様性国家戦略2023-2030**  
とネイチャーポジティブ



## 生物多様性条約

1992年採択 196の国・地域が加盟

～目的～

- ① 生物の多様性の保全
- ② その構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分



策定義務

報告義務

## 生物多様性基本法

2008年制定（議員立法）

### 生物多様性国家戦略

政府が策定（閣議決定）  
1995年に策定後、5回の改定  
現行戦略は2023年策定※

※COP15で採択された  
「昆明・モントリオール生物多様性枠組」  
を受けて策定



国家戦略を  
基本として  
自治体が策定

### 生物多様性地域戦略

自治体に策定努力義務  
自治体単独又は共同で策定

2010年10月  
第10回締約国会議（COP10）開催  
（愛知県・名古屋市）  
→ 「**愛知目標**」の採択等

2022年12月  
第15回締約国会議（COP15）第二部開催  
（カナダ・モントリオール）  
→ 「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」  
の採択等

# 生物多様性国家戦略：国家戦略策定に向けた動き



2010

## 国際的な動き

## 国内での動き

国連生物多様性の10年

**生物多様性条約COP10**  
2010/10 (愛知県名古屋市)  
**愛知目標** (戦略計画2011-2020) 採択

2012

**生物多様性国家戦略2012-2020** (2012/9)

2015

SDGs

パリ協定

2019

**IPBES地球規模評価報告書** (2019/5)

**地球規模生物多様性概況第5版 (GB05)** (2020/9)

**国家戦略最終評価**(2021/1)

**生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021 (JBO3)**  
(2021/3)

**次期生物多様性国家戦略研究会**  
課題の洗い出しと方向性の提示  
第1回 (2020/1)  
～第9回 (2021/6)  
**研究会報告書** (2021/7)

2020

2021

ポスト2020生物多様性枠組の検討プロセス

**G7英サミット**(2021/6)  
30by30目標のコミット

**中央環境審議会**  
次期戦略の具体的な検討  
**第44回自然環境部会** 2021/8  
第1回小委員会 2021/11  
第2回小委員会 2021/12  
第3回小委員会 2022/1  
第4回小委員会 2022/3  
第5回小委員会 2022/7  
**第45回自然環境部会** 2022/8  
第6回小委員会 2023/1  
パブリックコメント 2023/2  
第7回小委員会 2023/3  
**第46回自然環境部会** 2023/3  
答申 2023/3

2022

**30by30ロードマップ**  
公表 (2022/4)

**生物多様性条約COP15**

2021/10 (昆明)・2022/12 (モントリオール)

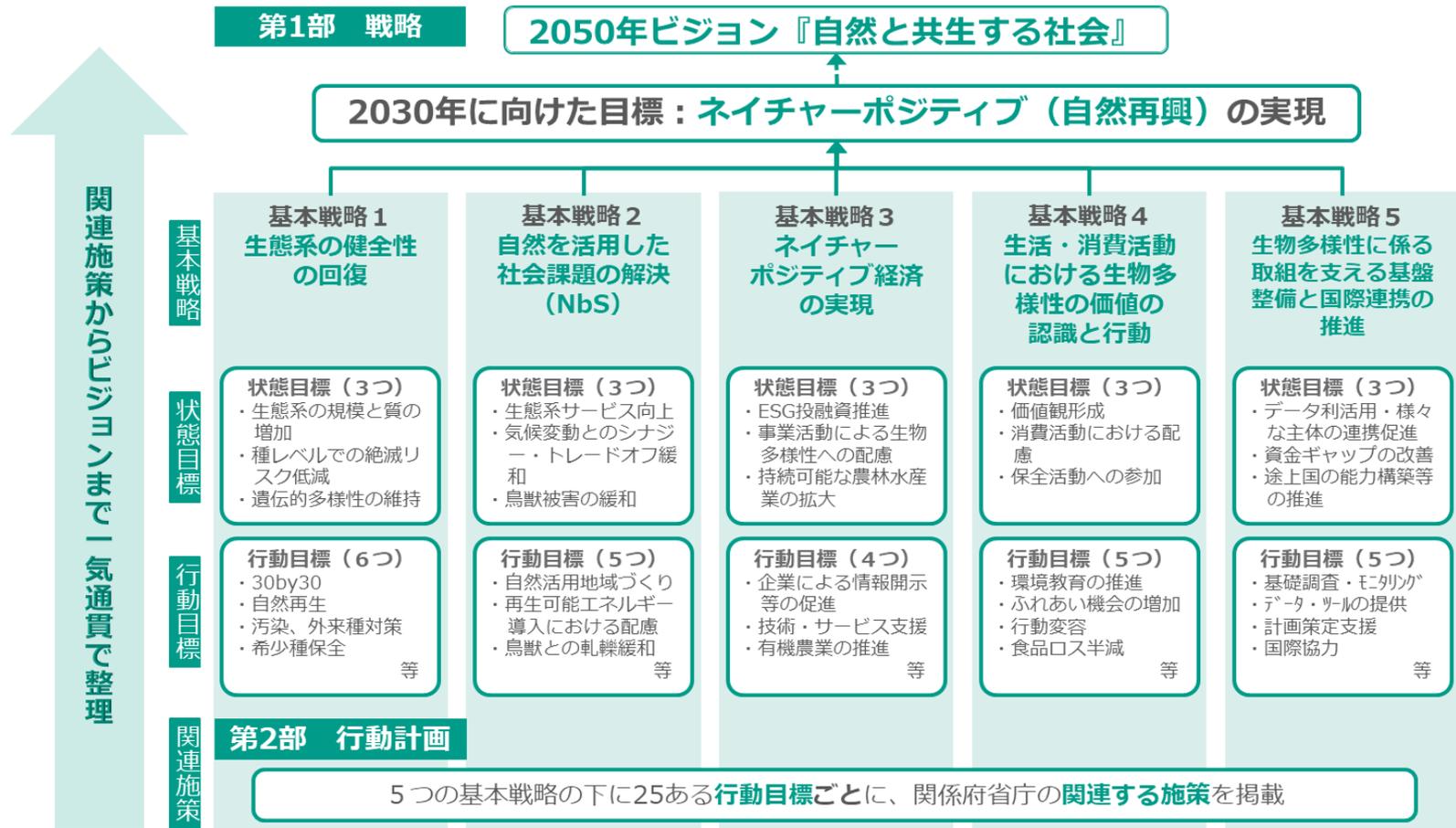
**昆明・モントリオール生物多様性枠組**  
の採択

2023

**生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定**  
(2023/3/31)

# 生物多様性国家戦略2023-2030の概要

- 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆けて策定した戦略（2023年3月閣議決定）
- 「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略
- 主なポイント
  - ・ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応を強調
  - ・ 30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
  - ・ 自然資本を守り活かす社会経済活動を含めた社会の根本的変革の推進
- 戦略全体を一気通貫で整理し効果的に進捗管理することで、レビューメカニズムを強化



# 各基本戦略のイメージ

例えば・・・

基本戦略2

自然を「活かす」取組

基本戦略5

データ蓄積

基本戦略1

自然を「守る」取組

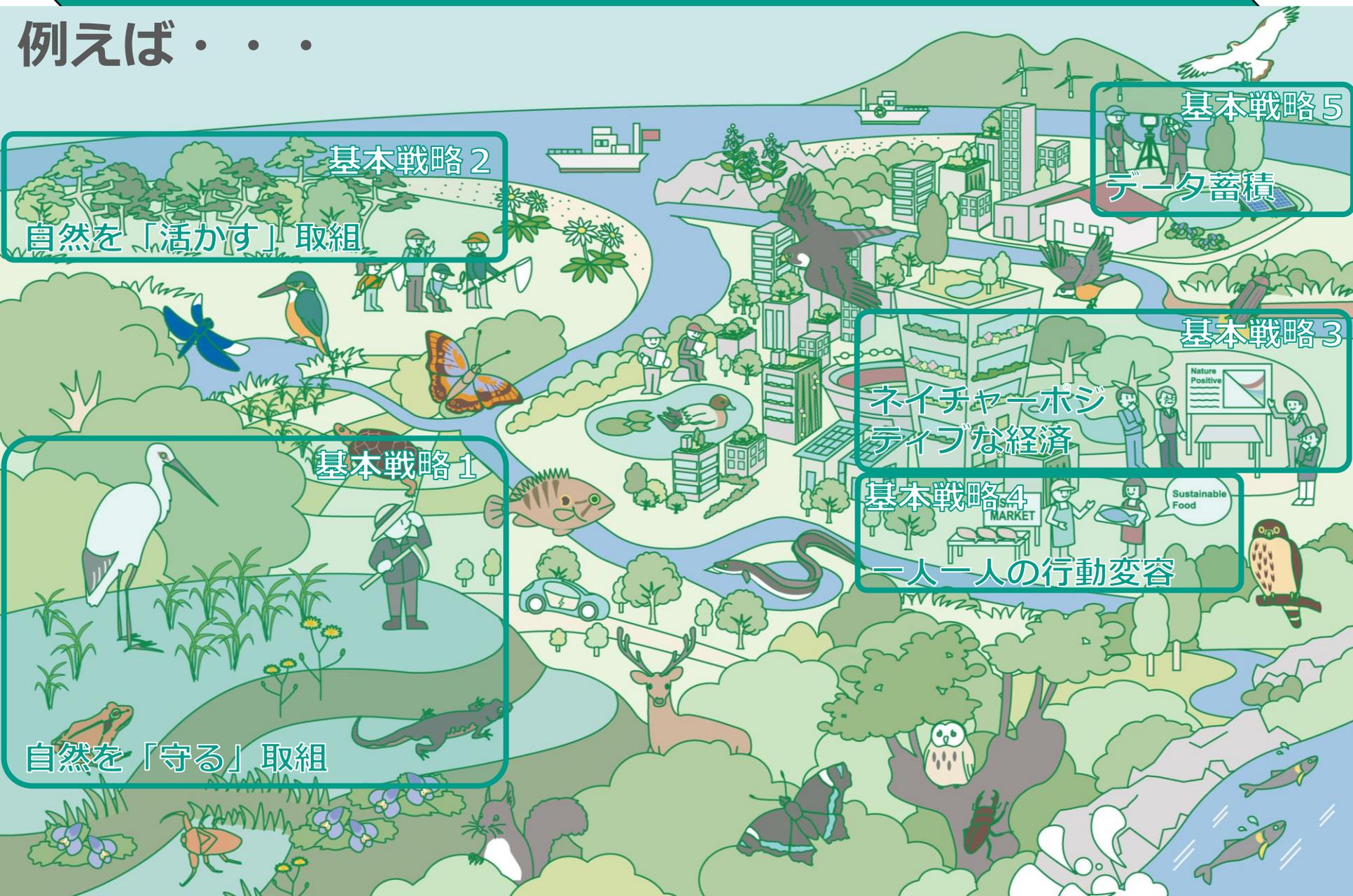
基本戦略3

ネイチャーホジ  
タイプな経済

基本戦略4

一人一人の行動変容

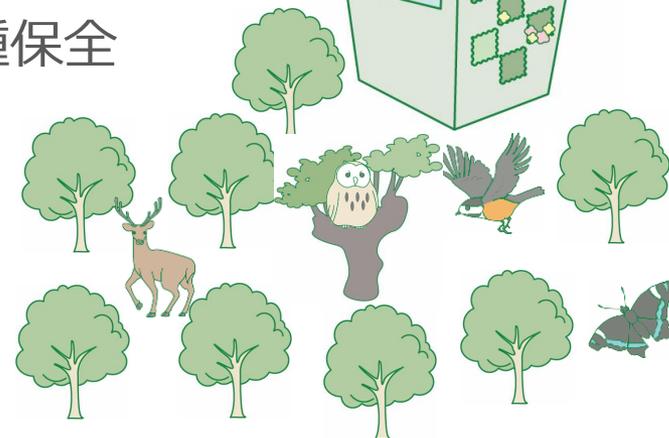
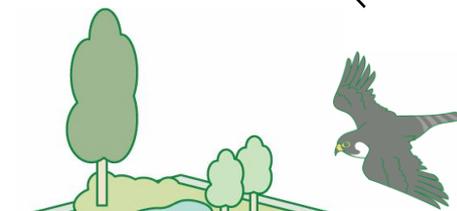
Sustainable Food



- 生態系の規模と質の向上  
→ **30by30目標**の達成、劣化生態系の再生

- 種レベルの絶滅リスクの低減  
→ 汚染の削減、侵略的外来種対策  
気候変動による影響の最小化、希少種保全

- 遺伝的多様性の維持



# 30by30目標とは

サーティー バイ サーティー

# 30 by 30

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する  
新たな**世界目標**



## 30by30が**重要**と指摘する国内外の**研究報告**

## 健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- 日本の保護地域を**30%**まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが**3割減少**する見込み

### 様々な効果

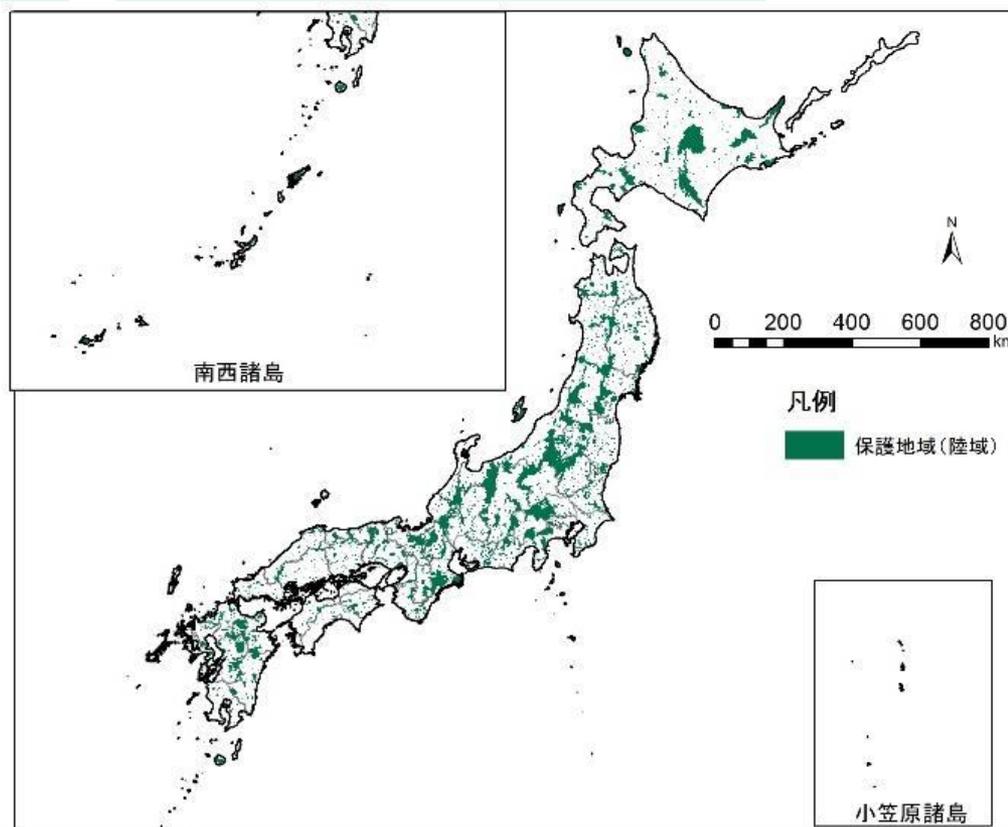
など

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：  
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年**3300億円**の実り
- 森林の栄養：河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの**地域づくり**

## 陸域20.5% と 海域13.3% が保護地域です

### 2020年までの愛知目標は達成

- ①「愛知目標」では2020年までに陸域17%、海域10%が目標。
- ②日本では、陸域は20.3%で既に愛知目標を達成。その後、奄美や沖縄の国立公園の指定等により20.5%。
- ③海域は8.3%だったが、2020年に「沖合海底自然環境保全地域」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、13.3%。



- **30by30目標**の達成にあたっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、**保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM※）**の設定が重要。

※OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

- OECM設定の推進のため、**民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定**。  
2023年度から運用を開始し、同年中に100箇所以上の認定を目指す。

→ **日本のOECMの相場観の醸成**

## 《保護地域 + OECMによる生態系連結》



30by30を進める  
ための有志連合



30by30

30by30アライアンスロゴ

企業、自治体、NPO法人等、  
計541者が参加  
(2023年9月27日現在)

保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献



民間等の取組区域を環境省が認定しOECMの設定等の推進を通じて、30by30目標の達成につなげる

- 法律に基づかない環境省による任意制度。
- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、「**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域**」を「**自然共生サイト**」として認定。
- 令和5年から運用開始しており、令和5年度前期分は**122か所を認定**（10月25日認定）

## <令和5年度「前期」スケジュール>

【申請受付】令和5年4月3日から5月8日

【前期認定】令和5年**10月25日**予定（**122か所**）

→「**2023年中に100か所以上認定**」の目標達成

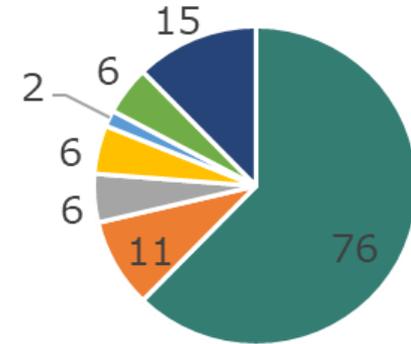
## <令和5年度「後期」スケジュール>

【申請受付】令和5年**9月12日**から**10月13日**

【後期認定】令和6年3月頃

令和5年度前期認定122件の申請主体区分内訳

- 企業
- 地方公共団体
- NPO・NGO
- 教育機関
- 個人
- 合同申請
- その他団体



\*1 企業：

株式会社(75件)及び合同会社(1件)  
※内53件が上場企業

\*2 教育機関：

大学及び幼稚園

\*3 その他団体：

財団法人、社団法人、研究開発法人  
及び任意団体

## 自然共生サイトの事例

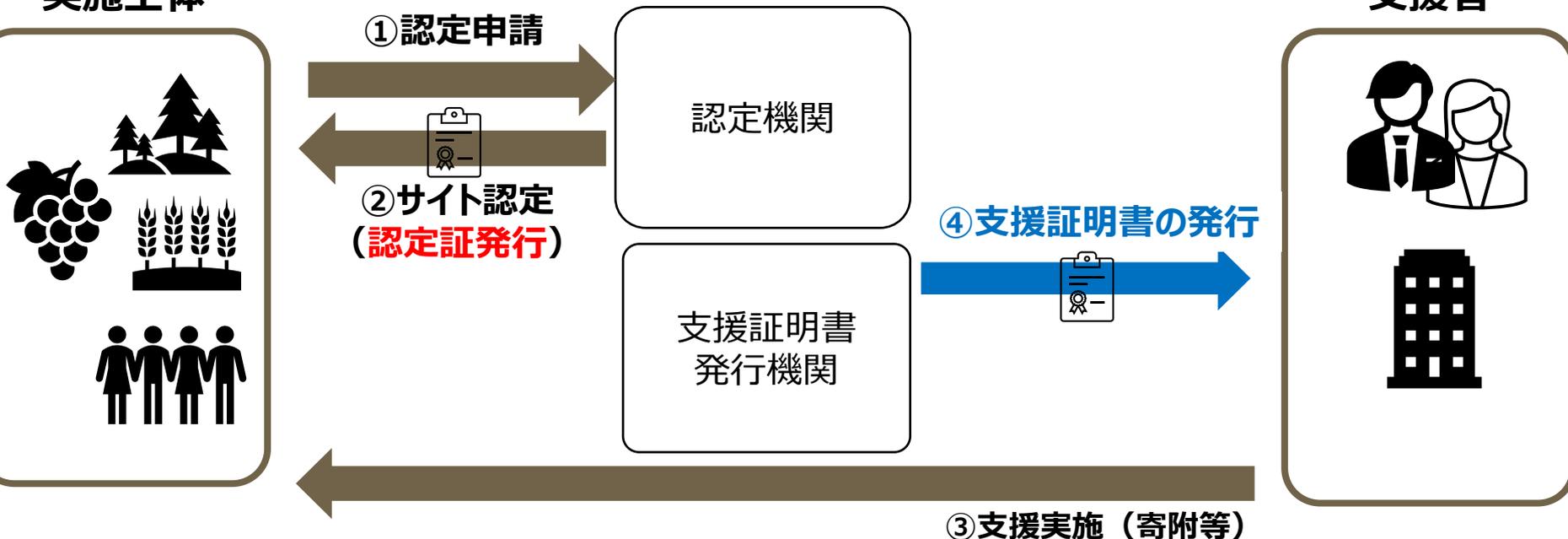


# 自然共生サイトインセンティブの検討

- 自然共生サイトのインセンティブについて検討が進んでいる
- **今後モデル事業**（マッチング）を実施し、認定および支援証明書の内容等についてWGで議論する

## 実施主体

## 支援者



### 実施主体

#### 認定証

※認定証の別紙に生物多様性の価値等が記載される予定であり、それらは環境省の認定対象となる

### 支援者

#### 支援証明書

※支援証明書には証書発行機関で確認できる支援内容（事実関係）だけが記載される

自然共生サイトの認定も支援も、TNFD等の対応も視野に各企業等の本業に関連付けて活用するには**ストーリー構築が重要**。

認定済自然共生サイト等と支援者（30by30アライアンスメンバーの企業等）を対象に**モデル事業**（マッチング）を実施し、認定および支援証明書の内容等についてWGで議論を行う。

## 生態系サービス向上

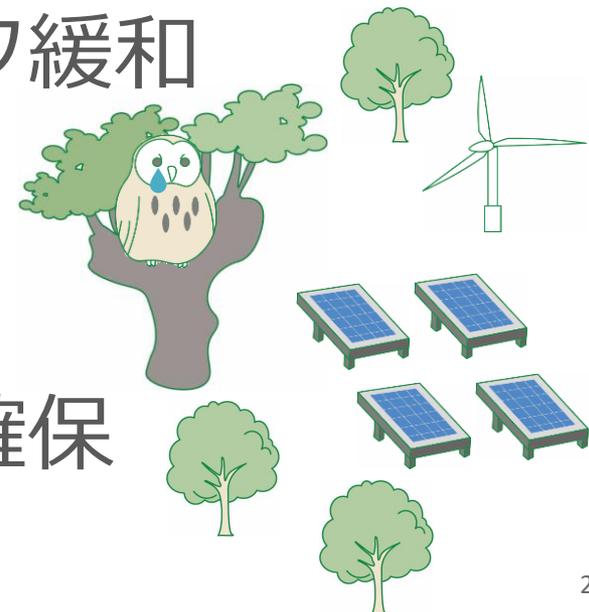
→ 生態系機能の可視化・活用、  
**自然を活かした地域づくり**



出典：環境省（2022）.生態系を活用した気候変動適応策（EbA）計画と実施の手引き

## 気候変動対策との シナジー構築・トレードオフ緩和

→ 気候変動緩和・適応への貢献、  
再エネ導入時の生物多様性への配慮



## 野生鳥獣との適切な距離の確保

→ 軋轢緩和に向けた取組

# 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）と環境省の取組

- **Eco-DRR**(※) は、自然を活用して災害から人命・財産を守るとともに、かく乱環境の保全により多様な生物を育み**生物多様性保全との相乗効果をもたらす取組**。
- 環境省では、**基本的な考え方を整理した手引き**等を策定し、**生態系が有する機能を示すポテンシャルマップの作成・活用**を推進。

(※) 「自然を活用した解決策 (Nature-based Solutions: NbS) : 自然が有する機能を持続可能に利用し多様な社会的課題の解決につなげる考え方」の一つ。

## 環境省の取組

### ○手引き・事例集の作成



Eco-DRRの概念等の基礎的情報を解説 (2016年)



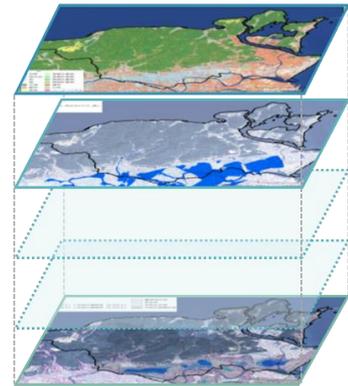
実装に向けた参考として、生態系の区分ごとに事例紹介 (2019年)

### ○ポテンシャルマップの作成・活用

- Eco-DRRの適地を示す「**生態系保全・再生ポテンシャルマップ**」の作成・活用方法の手引きと全国規模のベースマップをR4年度末に公開。
- 本手引きに基づいたEco-DRRの現地実装支援を実施中。



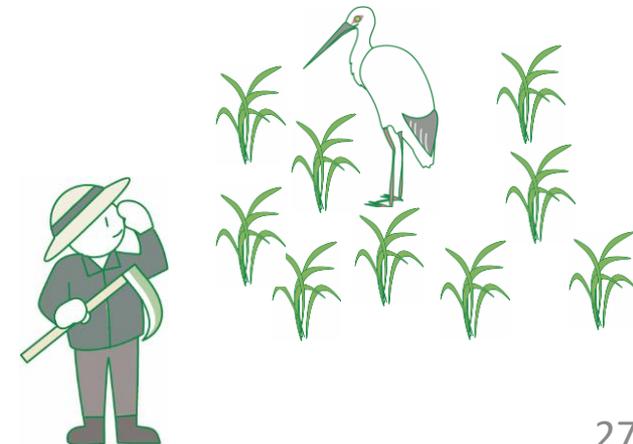
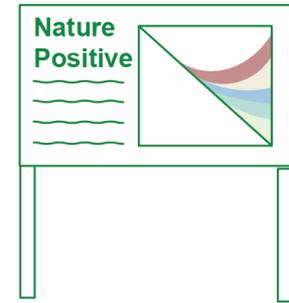
ポテンシャルマップの作成・活用方法の手引き (2023年)



### Eco-DRRの例

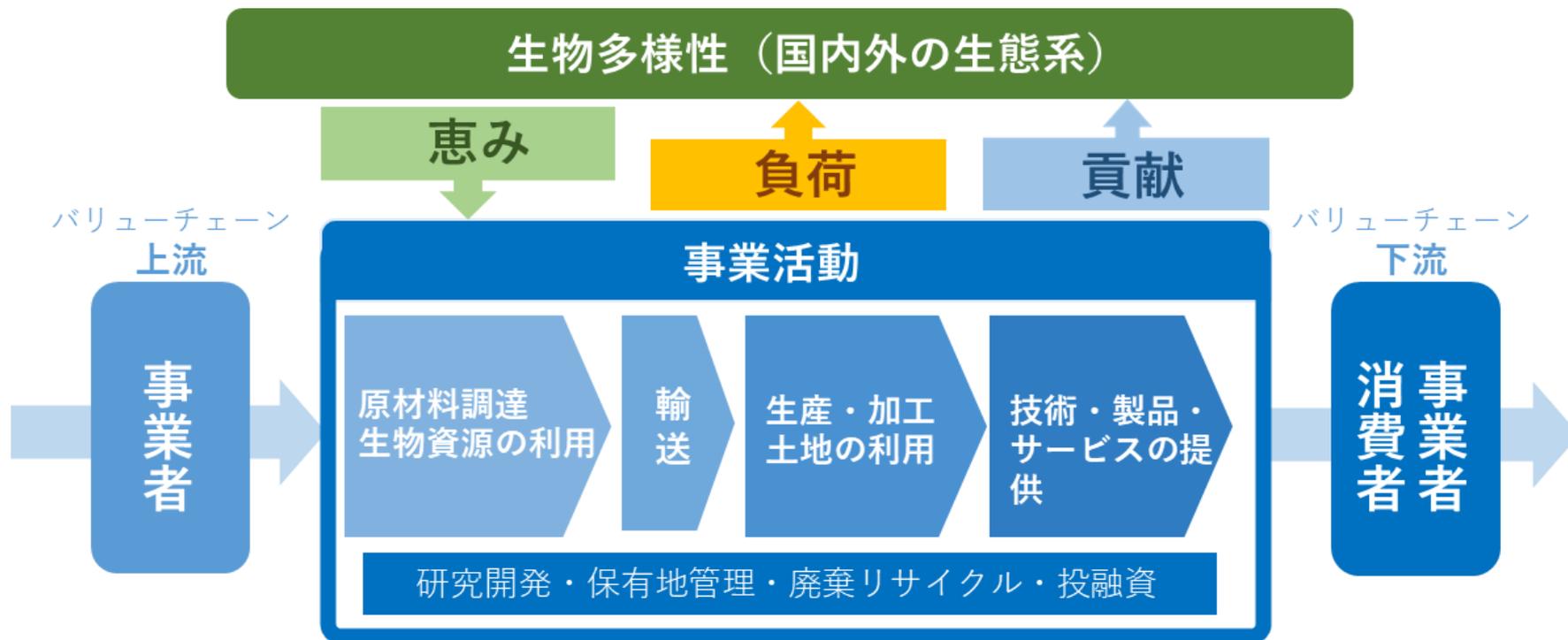


- 生物多様性への適切な資源配分  
→ **ESG投融資の推進**、ABSの実施  
生物多様性保全に貢献する技術・サービス支援
- 事業活動による負の影響の低減、  
正の影響の拡大  
→ **事業活動による影響評価・開示の促進**
- 持続可能な農林水産業の拡大  
→ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減、  
化学肥料使用量の低減、有機農業の推進等



# 事業活動は生物多様性の安定無しには成り立たない

- **事業活動は国内外の「自然の恵み」に依存**（直接的な原材料調達のみならず、生産・加工、商品・サービスの提供、輸送など）。
- その分、**生物多様性に大きな影響**も与えている。
- 他方、**技術開発や製品・サービス等による市場の変革、生物多様性保全への貢献**も可能。



# ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）の策定等

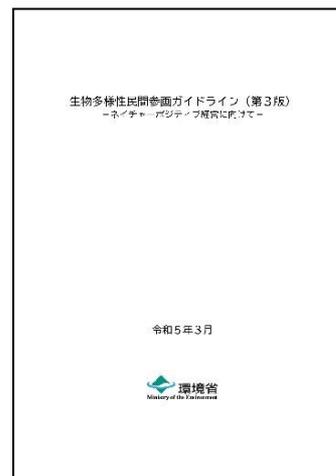
- ・ネイチャーポジティブ経済の実現に向け、その**ビジョン**や**道筋**を明らかにした「**ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）**」を2023年度内に策定する予定。
- ・TNFDの開示枠組等の国際的な動きも踏まえ、企業による**目標設定・情報開示に関するガイドライン**も作成し、**生物多様性に配慮した経営に取り組む企業を支援**。

※ ネイチャーポジティブ経済移行により世界規模で 2030 年までに **3億 9500 万人の雇用創出**と **年間 10.1 兆ドル(約 1070 兆円)**規模のビジネスチャンスが見込める  
出典：WEF the New Nature Economy Report (2020)

## 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）」の主な枠組（案）

- ・日本におけるNP経済への移行の効果（経済効果、雇用効果等）
- ・NP経済への移行により生まれるビジネスチャンス
- ・NP経済への移行の課題
- ・各主体の役割と先進事例等の紹介 など

## 企業による目標設定・情報開示に関するガイドラインの公表



詳細はこちら↓



「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）－ネイチャーポジティブ経営に向けて－」  
（令和5年4月7日公表）

# 企業による情報開示の動き：TNFDとは

## ■ Task force on Nature-related Financial Disclosure

(自然関連財務情報開示タスクフォース)のこと。

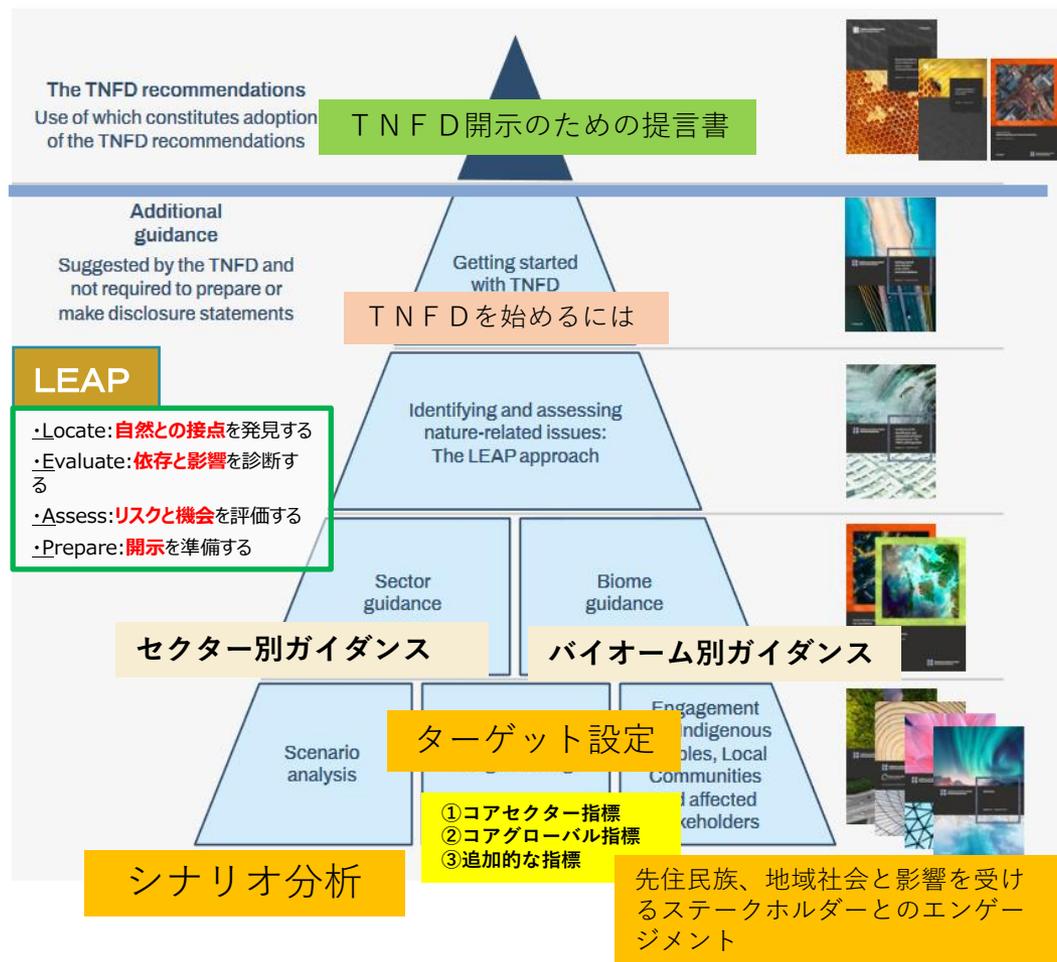
■ TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の自然版。

■ 企業情報開示を通じて資金の流れを自然にとってプラスに変えることを目指す枠組み。

■ ISSB・GRI等との国際的な開示基準との整合を重視

■ 今年9月に最終提言発表。

Figure 2: TNFD recommendations and additional guidance



# 自然関連財務情報開示のためのワークショップ (通称：ツールさわってみようの会)

- 今後自然関連財務情報の開示を目指す企業を対象として、TNFD の大枠の要求事項や、実際の開示作業に活用可能なツールを理解するためのワークショップを開催。
- 「ベーシック編」では参加者に、企業と自然との接点の分析に活用可能なツールを複数紹介するとともに、**実際に2種類のツールについて利用を実践**。
- **定員50名（対面）**に対し、**150名以上から申し込み**。
- **第2弾は、2023年10月31日**に実施予定。
- さらに、自然関連情報開示や活用ツールに関する理解がすでに進んでおり、**早期の情報開示を目指す企業向けの「アドバンス編」**も今後実施予定。



- 生物多様性の価値に対する理解の醸成

- 学校等での環境教育の推進  
自然とのふれあいの提供



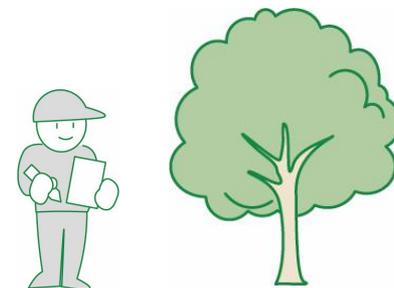
- 消費行動における生物多様性への配慮

- **国民の積極的かつ自主的な行動変容の促進**  
選択の機会の提供、インセンティブの提示



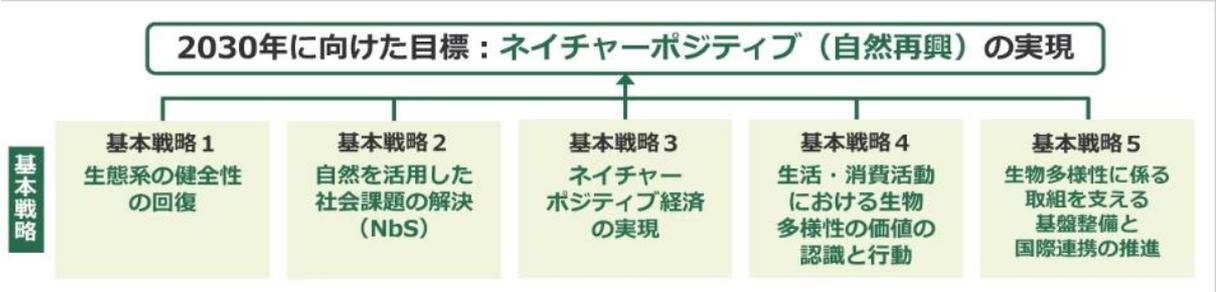
- 地域に根ざした自然環境の保全・再生活動

- 地域における活動促進



# ネイチャーポジティブ宣言

- J-GBF (※) が呼びかける、ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、**ステークホルダーの皆様**の活動を表明していただく宣言。
- ポータルサイトから登録可能！
- 生物多様性国家戦略の5つの基本戦略の少なくとも1つに該当する内容を含めばOK！！



ネイチャーポジティブ宣言の例  
(佐渡市HPより引用)

**ネイチャーポジティブ佐渡島宣言**

今、世界では、カーボンニュートラルに続く国際的な問題として、生物多様性の保全が取り上げられ、「2030年までに生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせる」という地球規模の目標(ネイチャーポジティブ)へのコミットが表明されています。

1981年に野生絶滅したトキを2008年に野生復帰させ、現在569羽にするなど、生物多様性の保全に取り組む佐渡市では、このネイチャーポジティブの実現に向けて、ゼロカーボンアイランドの推進とともに、自然への投資や循環型経済が促進されるよう、次の活動を行います。

- 1 佐渡市では、保護地域および保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所(CECM)が既に30%を超えているが、今後、さらに拡充させること
- 2 他地域の生物多様性を減少させる資源の移入・使用について、現状を把握し、削減に努めるとともに、自然環境や生物多様性の保全を発展的に展開することで、新たな産業創出等につなげること
- 3 トキとの共生を実現した地域として、ネイチャーポジティブに向けた知見・経験を他地域と共有しながら、生物多様性保全のパートナーシップを拡大すること

以上、ここに「ネイチャーポジティブ」を宣言し、地域循環共生圏の創出と安心して暮らし続けられる島づくりを目指して実践することを誓います。

令和4年10月23日  
佐渡市長  
**渡辺竜五**

詳細はこちら↓



※ J-GBFとは？

- 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するためのステークホルダー連携組織（事務局：環境省）。
- 国、地方公共団体、事業者、NGO、ユースなど、あらゆるセクターが参画。

- 生物多様性の情報基盤の整備と連携促進

- 学術研究の促進

- **長期的な調査・モニタリングの実施**

- データ発信に係る人材育成・ツール提供

- 生物多様性地域戦略等の策定支援

- 生物多様性保全のための資金の確保

- 資源動員の強化、有害なインセンティブの特定等

- 国際協力の推進



# モニタリングサイト1000

全国に**1,000か所以上の調査サイト**を設置し、100年以上モニタリングを継続することで、日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握。

## 滋賀県サイト（14サイト）



## 琵琶湖サイトにおける2022年度の調査結果

### 環境省レッドリストに掲載種確認

ホンモロコ・イサザ(絶滅危惧IA類)、ウツセミカジカ(絶滅危惧IB類)、ハス・スゴモロコ・ゼゼラ(絶滅危惧II類)等



### 一方、外来種も確認

国内外来種のヌマチチブ、国外外来種のブルーギルとオオクチバス(いずれも特定外来生物)等



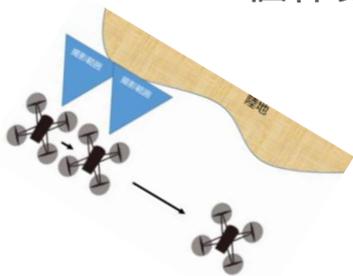
## ● 新技術の例

高精度の衛星画像解析

例) 植生、サンゴ、藻場等の  
種構成や面積把握

ドローン(UAV)技術

例) ガン・カモ類、シギ・チドリ類の  
個体数把握



AI 技術

OCR技術

(画像データ等をWordや  
Excel形式に変換)

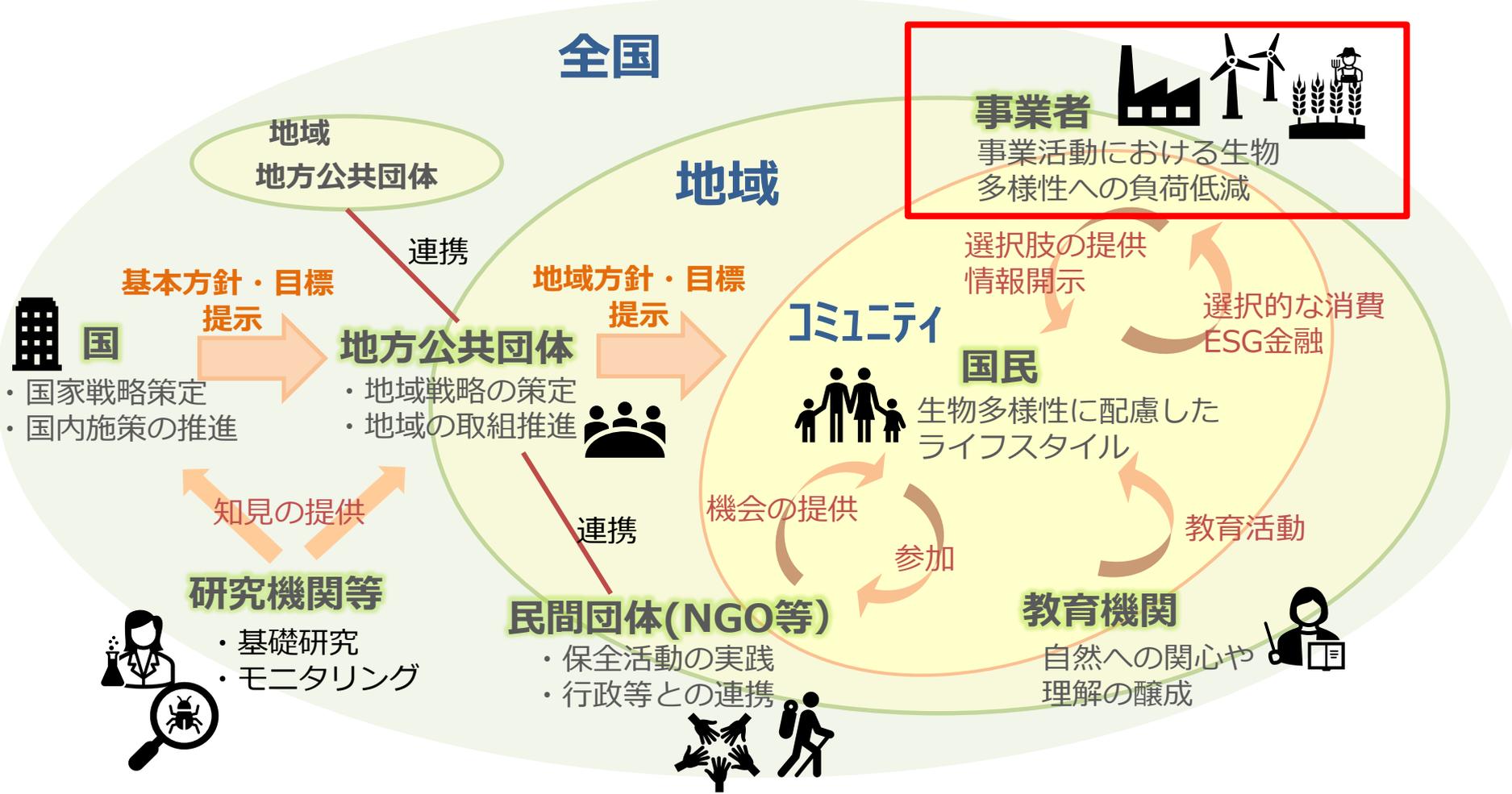
環境DNA分析技術

例) 古い文献の電子データ化  
(可動化)による情報整理

例) 魚類等の水生生物の生息情報の取得

今後の技術の進展に合わせ、各調査に合わせた技術の  
導入(併用)により、その時代のニーズに対応

# 各主体の役割



生物多様性の保全は国だけで取り組めるものではなく、  
様々な主体の取組と連携が不可欠

# 事業者の方々に期待すること

主体	期待・役割	具体的な行動（例）
----	-------	-----------

## 事業者

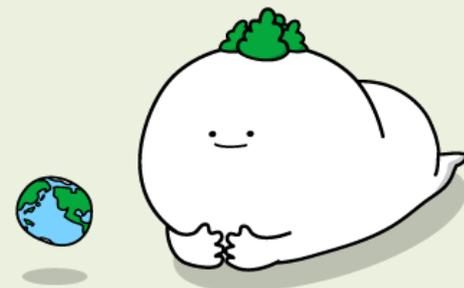
- 自らの事業活動と生物多様性の関係性を把握
- 取引先や顧客とも連携の上、生物多様性への負荷の低減の方策の検討やその実施体制の構築を図る

### 【サプライチェーン】

- 原料の生産から輸送、加工、販売、廃棄に至るまでの**それぞれの過程で生物多様性への負荷を低減。**
- 技術、製品・サービスの提供により、バリューチェーンを通して、社会の様々な場面で生物多様性の保全や生物多様性への負荷を削減することに貢献。
- 透明性のある**適切な情報開示。**  
(金融機関において、生物多様性に配慮した事業活動に対し優先的に融資を行うなどのESG 投融資。)

### 【事業活動以外】

- 地域住民と一体となった生物多様性保全の取組の実施や資金の提供等。
- 工場敷地内の緑地や社有林等についての**OECM 等として管理。**



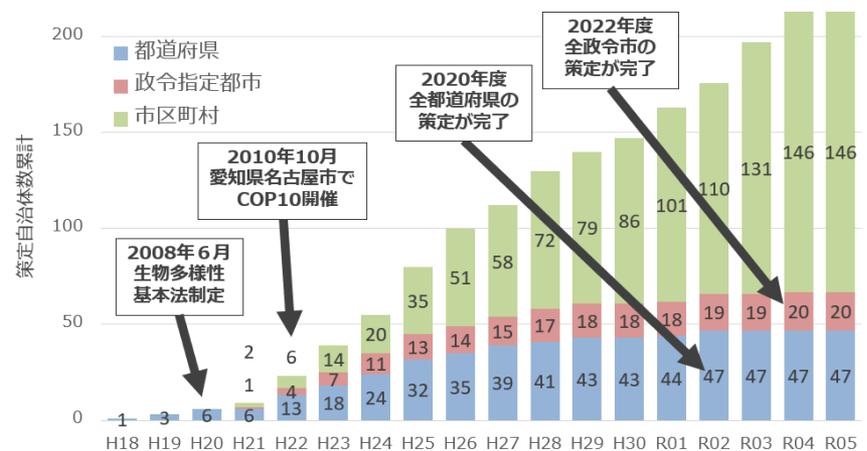
# 生物多様性国家戦略のエンジンは、生物多様性「地域」戦略

地域の実情や社会条件を踏まえた**独自性のある地域戦略**に基づき、**世界～国～地域まで整合・一貫した取組**が重要。

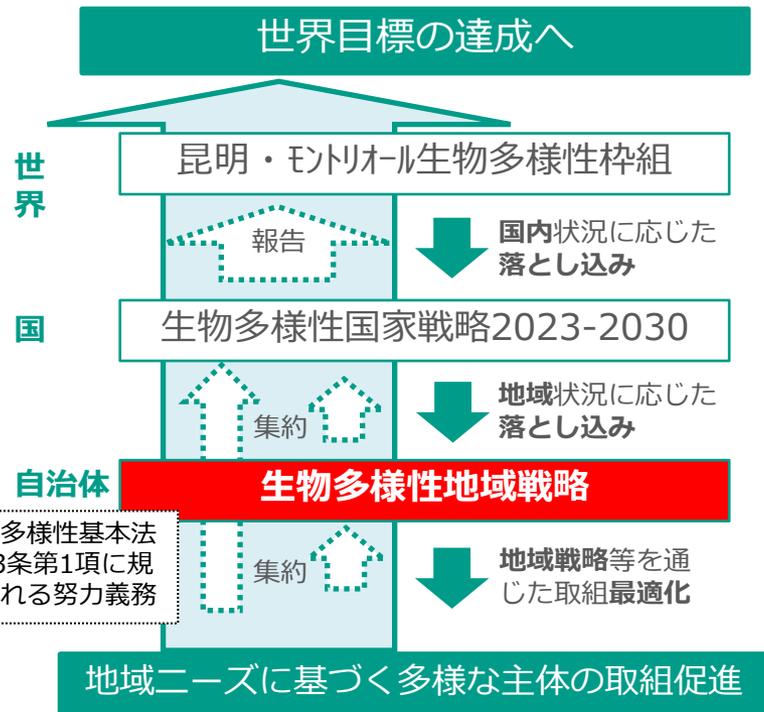
→地方公共団体の役割は大きい！

地域戦略策定自治体数：全213自治体

- ✓47都道府県（100%）（令和5年5月時点）
- ✓20政令指定都市（100%）
- ✓146市区町村\*（約8%）\*政令指定都市除く



- 環境基本計画や緑の基本計画との統合的な策定事例も増加
- 複数の市町村が共同して策定する事例も見られる（現在4例）



自然を活用した価値の創造に関して、**明確な意思表示**をしている地域は、企業にとって**魅力的なコラボレーション相手**。



## 地域A

地域の意思が明示されていない

## 地域B

**地域戦略**で、自然資本を活用し価値創造していく**意思表示**

- 企業は事業を通して価値を創造し、社会に貢献する役割を持つ
- 同じ投資額であれば、共に価値を創造し、シナジーを期待できる地域を選択
- 明確な意思を持つ地域への投資・共創は、ネイチャーポジティブ経済の文脈で、投資家へのPRになり得る



**企業**

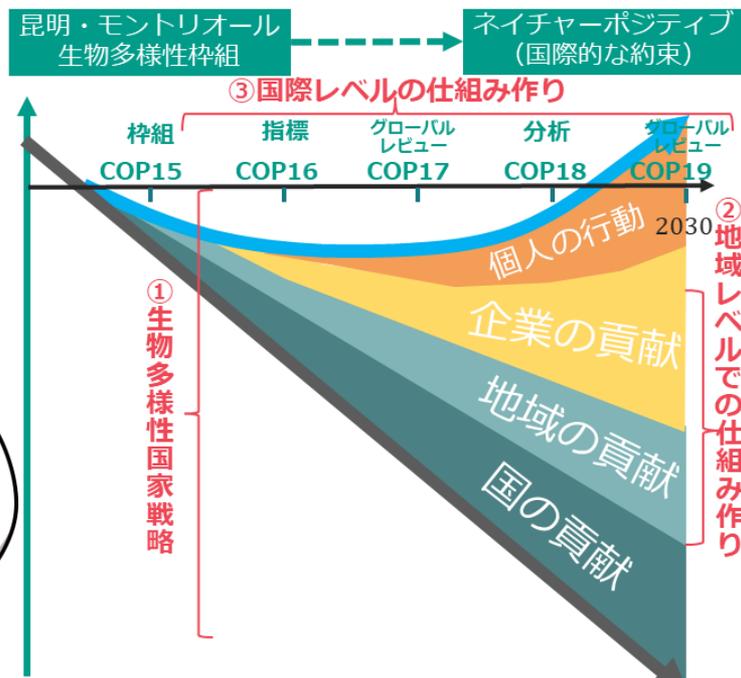
地域戦略は、**地域と企業とをマッチング**させるツール

# 生物多様性国家戦略：まとめ

- 生物多様性国家戦略2023-2030は、**昆明・モンリオール生物多様性枠組**に対応して策定された戦略。
- **目標設定や構造は大きく変更し、進捗状況をより示せるようにした。**
- 中身で重要な点

- ① **土地利用に関連付け、持続可能な地域を増やす**
- ② **自然を守ることと併せ“積極的に”社会課題解決の貢献**
- ③ **事業継続性のため、事業活動に生物多様性を組み込む**
- ④ **理解を醸成し、日々の生活の中での取組を増やす**
- ⑤ **データの充実、オープンデータ化で連携**

国家戦略が動くのはこれから。  
皆さまを始め、様々な主体の  
協力でネイチャーポジティブ  
の達成へ！！





ネイチャーポジティブ  
自然再興

生物多様性国家戦略  
2023-2030  
の情報はこちら↓

